

株 主 各 位

神奈川県横浜市旭区鶴ヶ峰本町一丁目27番13号

**株式会社ワットマン**  
代表取締役社長 川 畑 泰 史

## 第46回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

<新型コロナウイルス感染症拡大の予防について>

本来であれば多数の株主様にご来場賜りたく存じますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力株主総会当日のご来場をお控えいただき、郵送により事前の議決権行使をしていただくようお願い申し上げます。

会場内は、座席間隔を十分にとった配置とさせていただきます。状況によりましては、ご入場の制限をせざるを得ない場合もございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

総会会場においては、マスク着用と手指等のアルコール消毒にご協力をお願いいたします。また、検温などの感染予防措置をとらせていただきますので、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページ(<https://www.wattmann.co.jp>)にてお知らせ申し上げます。

### 記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市西区南幸2丁目16番地28  
ホテル・ザ・ノット ヨコハマ  
2階 キング&クイーン  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第46期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第46期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 定款一部変更の件  
**第3号議案** 取締役4名選任の件  
**第4号議案** 補欠監査役1名選任の件  
**第5号議案** 会計監査人選任の件

### 4. 株主総会招集手続及び議決権行使に関するその他事項

#### ◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

#### ◎ウェブ開示について

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「事業の経過及びその成果」「財産及び損益の状況の推移」「対処すべき課題」「会計監査人の状況」、連結計算書類の「連結貸借対照表」、「連結損益計算書」、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」並びに会計監査人の監査報告書につきましては、法令及び定款第18条の定めに基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。なお、上記のウェブ開示対象書類は、監査役及び会計監査人が監査報告書を作成するに際して、事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部として合わせて監査を受けております。

#### ◎ウェブ修正について

株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ <https://www.wattmann.co.jp> に掲載いたしますのでご了承ください。

以 上

---

(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は53百万円であります。その主なものは、神奈川県横浜市本牧5番街店の建物附属設備17百万円、器具備品18百万円、本社の車両運搬具7百万円、ワットマン丸井シティカメラ買取センター店の器具備品4百万円、タイ王国WATT MANN (THAILAND) CO., LTD. の建物附属設備2百万円、器具備品2百万円であります。

#### (2) 資金調達の状況

当期においては、株式会社ホビーサーチの株式取得等を目的として、長期借入金3億80百万円を調達いたしました。

#### (3) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

#### (4) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

#### (5) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

#### (6) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

2021年7月21日に株式会社ホビーサーチの全株式を取得し、子会社化いたしました。

#### (7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
WATT MANN (THAILAND) CO., LTD.	14百万バーツ	49%	リユース業
(株) ホビーサーチ	15百万円	100%	新品EC事業

(8) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、神奈川県、東京都、タイ王国に展開している店舗において、リユース商品を中心に販売しております。オーガニック事業の主要な事業形態は、ワットマンテック業態・ワットマンスタイル業態・ブックオフ業態・カウマン業態・ワットマンホビー業態・ワットマンカメラ業態としております。(株)ホビーサーチは新品EC事業を実施しております。主な販売品目は、次のとおりであります。

ワットマンテック業態…パソコン・テレビ・冷蔵庫・楽器など家電製品

ワットマンスタイル業態…洋服、バッグなどの服飾雑貨・貴金属・ギフト商品など

ブックオフ業態…書籍、ビデオ、CD、ゲームソフト、DVD

カウマン業態…高級オーディオ、ロードバイク

ワットマンホビー・ゲームステーション業態…ゲーム、フィギュア、トレカなど

スポ・キャン業態…スポーツ、アウトドアなど

カメラ業態…カメラと周辺機器など

ワットマンタイランド…生活雑貨、ブランド品など

(株)ホビーサーチ…模型、フィギュアなど

(9) 事業所 (2022年3月31日現在)

① 本 社 神奈川県横浜市旭区鶴ヶ峰本町一丁目27番13号

② 店 舗 神奈川県・東京都

ワットマンテック梶ヶ谷店	ワットマンテック鎌倉手広店
ワットマンテック横浜鶴ヶ峰店	ワットマンテック横須賀堀ノ内店
ワットマンテック横須賀佐原店	ワットマンテック横浜朝比奈店
ワットマンテック座間店	ワットマンテック藤沢石川店
ワットマンテック新丸子店	ワットマンテック平塚梅屋店
ワットマンテック横須賀中央プライム店	ワットマンテック横浜本郷台店
ワットマンテック逗子久木店	ワットマンテックPAT綾瀬店
ワットマンテック相模原中央店	ワットマンテック横浜権太坂店
ワットマンテックサクラス戸塚店	ワットマンテック雑色店
ワットマンテックマルイファミリー海老名店	ワットマンテックベイタウン本牧5番街店

ワットマンスタイル梶ヶ谷店	ワットマンスタイル鎌倉手広店
ワットマンスタイル横浜鶴ヶ峰店	ワットマンスタイル横須賀堀ノ内店
ワットマンスタイル横須賀佐原店	ワットマンスタイル横浜朝比奈店
ワットマンスタイル座間店	ワットマンスタイル藤沢石川店
ワットマンスタイル新丸子店	ワットマンスタイル平塚梅屋店
ワットマンスタイル横須賀中央プライム店	ワットマンスタイル横浜本郷台店
ワットマンスタイル逗子久木店	ワットマンスタイルPAT綾瀬店
ワットマンスタイル相模原中央店	ワットマンスタイル横浜権太坂店
ワットマンスタイルサクラス戸塚店	ワットマンスタイル雑色店
ワットマンスタイルマルイファミリー海老名店	ワットマンスタイルベイタウン本牧5番街店

ブックオフ横浜鶴ヶ峰店	ブックオフ横須賀堀ノ内店
ブックオフ横浜朝比奈店	ブックオフ鎌倉手広店
ブックオフ横浜本郷台店	ブックオフ横須賀中央店
ブックオフ逗子久木店	ブックオフ横須賀佐原店

オーディオカウマンサクラス戸塚店      ロードバイクカウマンサクラス戸塚店

ワットマンホビーサクラス戸塚店	ワットマンホビー丸井ファミリー海老名店
ゲームステーション本厚木店	ゲームステーション上大岡店
スポ・キャンマルイファミリー海老名店	スポ・キャンベイタウン本牧5番街店
ワットマンカメラマルチシティ横浜カメラ買取センター	

計57店

- ③ 物流センター 神奈川県海老名市
- ④ 子会社 東京都 (株) ホビーサーチ
- ⑤ 子会社 タイ王国 WATT MANN (THAILAND) CO., LTD.  
 WattmannPhreak Sa 店 WattmannTerminal21 ASOK 店  
 WattmannBangPhliYai 店 Wattmann SAMKHOK 店  
 WattmannSaimai 店

計5店

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社横浜銀行	331
株式会社みずほ銀行	119
株式会社三菱UFJ銀行	74
株式会社三井住友銀行	72
株式会社商工組合中央金庫	72
Bangkok Bank	68

(11) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増加数
107 名	3 名

(注) 上記従業員には臨時従業員495名は含んでおりません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 2,400,000株

(注) 2022年4月1日付にて実施した株式分割(1株を2株に分割)に伴い、発行可能株式総数は、2,400,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 1,136,854株(自己株式43,190株を含む。)

(注) 2022年4月1日付にて実施した株式分割(1株を2株に分割)に伴い、発行済株式の総数は、1,136,854株増加しております。

(3) 株主数 450名

(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
川 畑 泰 史	224	20.5
株式会社ハードオフコーポレーション	161	14.7
日本証券金融株式会社	54	5.0
渡 邊 未 来	43	3.9
堀 内 裕 紀	43	3.9
川 畑 遥	40	3.7
渋 佐 万 葉	37	3.4
江 木 麻 紀	36	3.4
株式会社SBI証券	36	3.3
清 水 一 郷	29	2.7

(注) 1. 当社は、自己株式43,190株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

2. 持株比率は、自己株式43,190株を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数(株)	交付対象人数(人)
取締役(社外取締役を除く)	128,900	3
社外取締役	600	1
監査役	—	—

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	川 畑 泰 史	㈱ホビーサーチ代表取締役社長
常 務 取 締 役	小 松 創	営業本部本部長 ㈱ホビーサーチ取締役
取 締 役	渡 邊 匡	経理IRグループ長
取 締 役	片 岡 宏 介	片岡公認会計士事務所所長 CPAパートナーズ株式会社パー トナー
常 勤 監 査 役	渋 佐 万 葉	東京鐵鋼株式会社 監査等委員 相馬ガスホールディングス株 式会社 監査役
監 査 役	七 松 優	七松公認会計士税理士事務所
監 査 役	浅 尾 慶一郎	玉川大学非常勤講師

- (注) 1. 2021年6月29日開催の第45回定時株主総会において、渋佐万葉氏は監査役に選任され就任いたしました。
2. 取締役片岡宏介氏は、社外取締役であります。
3. 監査役七松優氏及び浅尾慶一郎氏は、社外監査役であります。
4. 監査役七松優氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役七松優氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

#### (3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社の子会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。



## (5) 取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を2021年2月26日の取締役会にて決議しました。取締役の報酬は、優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとし、ます。

また、取締役の報酬の内容について株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容及び決定手続の両面において、合理性、客観性及び透明性を備えるものとします。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬等の額は、1992年6月22日開催の第16回定時株主総会においてそれぞれ、年額4億円以内、年額500万円以内、と決議しております。当該定時株主総会終了時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は3名です。

また2021年6月29日開催の第45回定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、取締役に対し譲渡制限付株式を報酬等として付与するものとし、譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数は2031年に開催される当社の定時株主総会の日の前日までの10年間で300千株以内(うち社外取締役分は10千株以内)(株数はすべて2022年4月の株式分割調整後、なお将来株式分割または株式併合が行われた場合は分割比率または併合比率で調整するものとします)とし、当該10年間で450百万円以内(うち社外取締役分は15百万円以内)と決議しております。当該定時株主総会終了時点の取締役の員数は4名、うち社外取締役は1名です。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、重要な業務執行について機動的な経営判断を行うことを取締役会の重要な機能の一つとして位置付けており、取締役の多くが業務執行取締役であります。当社全体の業績を俯瞰しつつ業務執行取締役の業績を評価して報酬の内容を決定するには、取締役会の合議による審議・決定よりも、業務執行を統括する代表取締役による決定が適していると考えております。そこで決定方針において、各取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長は、当社の業績等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定するものとしております。

代表取締役社長川畑泰史は上記委任に基づき取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

取締役会は、代表取締役が適切な報酬決定を行うように取締役会に報告を求める等の措置を講じており、当該手続きをへて取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

但し、株式報酬がある場合における取締役の株式報酬の個人別の割当て数については、取締役会の決議により定めるものとしております。

④ 監査役の報酬等の内容に関する事項

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から、各監査役の報酬額は、株主総会で決議した報酬等の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (社外役員を除く)	98,605	73,470	—	25,135	5
監査役 (社外役員を除く)	3,250	3,250	—	—	2
社外役員	6,389	6,000	—	389	3

(注) 非金銭報酬等として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役片岡宏介氏はCPAパートナーズ株式会社のパートナー、東京鐵鋼株式会社 取締役（監査等委員）を兼職しております。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

社外監査役七松優氏は七松公認会計士税理士事務所長を兼職しております。なお、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。

社外監査役浅尾慶一郎氏は玉川大学非常勤講師を兼職しております。なお、当社と同大との間には特別な関係はありません。

### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

取締役片岡宏介氏は取締役会に100%出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。社外取締役が果たすことが期待される役割に関しては、主に当社のガバナンス運用体制、事業再編に係る業務執行の監督、IR活動に関する助言を行いました。

監査役七松優氏は取締役会に100%出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。また、監査役会へ100%出席し、議案審議等必要な発言を行っております。

監査役浅尾慶一郎氏は取締役会に100%出席し、主に国会議員経験者としての見地から発言を行っております。また、監査役会へ100%出席し、議案審議等必要な発言を行っております。

### ④ 当社の報酬等の額及び当社の親会社等または当社親会社等の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

当社の報酬等の額については、(5) ⑤取締役及び監査役の報酬等の総額等に記載のとおりです。また、当社の親会社等または当社親会社等の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額はありません。

#### 4. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、2006年5月19日開催の取締役会において内部統制システム構築の基本方針を決定し、2015年5月15日開催の取締役会にて一部改定いたしました。

その内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

##### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人を含めた行動規範として「企業行動規範」を定め、その周知徹底を図るとともに、取締役及び使用人は、自らが主体的に法令、定款、社会的規範等を遵守し業務の遂行に当たります。

当社は、取締役及び使用人の責任の明確化、権限行使の適正化を図るため、取締役会規則、職務権限規程その他の社内規程を整備します。

当社の監査役は、法令に定める取締役会への出席のほか、コンプライアンスの観点から各事業グループ主催の会議・報告会等へ出席し、必要かつ有効な助言・アドバイスを行っております。

また、必要に応じて監査役は、取締役・使用人から報告を受けるとともに、会計監査人に対し監査に関する報告を求めています。

このほか、内部監査を担当する内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、業務のモニタリング等を実施し、コンプライアンスの実効性を確保いたします。

##### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」・「稟議規程」等に基づき、取締役の業務執行に係る事項を、取締役会または稟議手続をもって、その重要性の度合に応じて決議または決裁し、記録を残しております。

取締役会議事録には、取締役の業務の執行状況を明確にするため、上程者または報告者の氏名を明記するとともに、決議事項における賛否の状況、発言があった場合の内容を記載しております。

取締役会議事録・稟議書・決算に関する計算書類・重要な契約書等、取締役の職務の執行に係る重要書類については、各法令で定める期間保管するものとし、監査役会からの閲覧の要請に備えるものとしております。

##### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行に伴い発生する可能性のある各種リスクのうち、発生可能性、重要性に鑑み、財務リスク、事務リスク、法務リスク、システムリスク、事故災害リスクなどについては、取締役を長とする全社横断的なリスク管理統括部署等を設置し、会社全体のリスク管理方針の策定を行っております。また、個別のリスクマネジメントの実施については、リスクの内容に応じて各担当リスク管理部署が、規程・マニュアルの策定及び指導・助言を行っております。

また内部監査室の内部監査をとおして、リスク情報の収集と適切な対応を行っています。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、4名の取締役ににより構成され、定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法定事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督する体制をとっております。

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む3名(常勤1名、非常勤2名)で構成しており、各監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づき、取締役会をはじめとする主要会議に出席するとともに代表取締役との定期的会合をもち、取締役の職務執行を十分に監査できる体制をとっております。

#### (5) 監査役を補助すべき使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人については、おりませんが必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを内部監査室より配置することとします。

監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長の指揮命令を受けないこととします。

当該補助使用人の人事に関する事項の決定に関しては監査役の同意を得ることとします。

また、監査役の職務を補助すべき使用人の監査に係る指示の実効性を確保するための社内体制整備を行います。

#### (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための手続を整備し、監査役が必要とする情報を適宜提供することとします。

取締役、その他の使用人の監査役、監査役会への情報提供を理由とした不利益な取扱を一切行わないこととします。

なお、取締役は以下の事項を報告すべき事項としております。

①会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実

②取締役会決議により委任を受けた事項を決定したときは、当該決定に関する事項

#### (7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席し、決議または報告事項につき意見を述べることとしております。また、すべての稟議書を検閲し、必要の都度、担当者からの説明・意見を求めています。

なお、監査役は、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

当社は監査役が弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部アドバイザーを任用するときなどの必要な監査費用を認めるものとします。

#### (8) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「企業行動規範」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、毅然とした態度で臨むことを定め、不当要求等に対しては、警察等の外部機関との連携を図り、組織的な対応を行う体制をとっております。

#### (9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ①取締役会規則に則り取締役会を9回開催し、会社の職務執行の決定、取締役の職務執行の監視・監督を実施しました。
- ②取締役会は経営目標・予算を策定し実績管理を実施しました。
- ③代表取締役社長は取締役会に委任された会社の業務執行を決定し、取締役会の決議に従い職務を執行しました。
- ④監査役会は監査役会規程に則り監査役会を8回開催し、取締役の職務執行の監督を実施しました。
- ⑤監査役は取締役会に出席し決議または報告事項につき意見を述べ、取締役の職務執行の監督を実施しました。
- ⑥監査役は必要に応じ社内の文書を閲覧し、担当者からの説明を受けて、取締役の職務執行と内部統制システムの運用状況の監督を実施しました。
- ⑦監査役会は法令定款に則り会計監査人から報告を受け、会計監査人の監査の方法と結果を評価し、選解任の決定を行いました。
- ⑧エリア長会議を月1回実施し取締役及び従業員が法令・定款等を遵守することを徹底しました。
- ⑨エリア長会議において各部門の責任者は、それぞれが自部門のリスクマネジメント状況の報告を行い、定期的な見直しを実施しました。
- ⑩経理IRグループ、人事グループは法令及び文書取扱規程並びに内部情報管理規程に基づき情報を文書化し、閲覧、謄写可能な状態で保全し取締役会、監査役会、会計監査人の求めに応じて文書を提出しました。
- ⑪内部監査室は内部統制監査を実施し、その過程でリスク情報の収集と報告を実施しました。

## 5. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図るためには、中期的な視点で経営戦略を展開し、市場動向を見極めたタイムリーな施策により継続的な成長を実現していく必要があると考えます。

公開会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、株主の皆様全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量買付行為（下記(2)に記載する「大量買付行為」をいいます。以下同じとします。）があった場合、これに応じるか否かの判断は、上記のような当社の経営方針とそれにより実現される企業価値をご理解いただいたうえで、最終的には当社の株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時わが国の資本市場における大量買付行為の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社といたしましては、大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様適切にご判断いただき、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されること、検討のための十分な期間が確保されることといたします。また、当社取締役会は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあって考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保することといたします。

### (2) 基本方針実現のための取組みの概要

#### ①基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記(1)に記載する基本方針の実現のために中期的な視点で経営戦略を展開し、市場動向を見極めたタイムリーな施策により継続的な成長を実現していく必要があると考えます。具体的には、中期的に利益を増大するための「攻めの強化」と、中期的かつ継続的に利益を確保するための「守りの強化」の両面より、企業価値の向上を図っております。

以上の取組みに加え、当社は、企業価値の向上ひいては株主共同の利益を確保するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、経営の透明性・健全性



を確保・維持していくことを重要課題としてとらえております。そのために、経営の意思決定の迅速化、監査機能の強化、適時な情報開示が必要不可欠と考  
えております。

②会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業  
の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2018年5月23日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひい  
ては株主の皆様のご共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の  
財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定し、  
さらにかかる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方  
針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大量  
買付行為(当社の株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けまたはこれ  
らに類似する行為の結果所有割合の合計が20%以上となるもの(以下「特定株式  
保有者」)による当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けもしくはこれらに  
類似する行為)への対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を導  
入することを決定いたしました。本プランは2021年6月29日開催の当社定時株  
主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランは大量買付行為に関する一定のルールを定めるものであり、その概  
要は以下のとおりです。

a. 大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行  
為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な  
以下の各号に定める情報(以下「本必要情報」といいます。)及び本プランに  
定める手続を遵守する旨の意向表明を、日本語で記載した買付提案書を提出し  
ていただきます。

- i. 大量買付者及びそのグループの詳細
- ii. 大量買付者及びそのグループが現に保有する当社の株券等の数、並びに  
買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- iii. 大量買付行為の目的、方法及び内容
- iv. 大量買付行為の価格の算定根拠の概要
- v. 大量買付行為の資金の裏付け
- vi. 大量買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無並びに意  
思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- vii. 大量買付行為後の当社並びに当社の子会社及び関連会社の経営方針、経  
営者候補、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策
- viii. 大量買付行為後の当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客およ  
び地域社会その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針



- ix. 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
  - x. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
  - xi. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無及び関連性が存在する場合にはその内容
  - xii. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報
- b. 当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主の皆様を買収の是非を適切にご判断いただき、当社取締役会の評価・検討等を行うために必要な水準を満たすものであると判断した場合、その旨並びに下記の取締役会評価期間の始期及び終期について、速やかに大量買付者及び独立委員会に通知し、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内または90日以内（かかる60日以内または90日以内の期間を、以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記c.に定める独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

c. 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、並びに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は、3名とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

d. 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するに当たっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者の助言を得たうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当

社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会对抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得たうえで、当社取締役会全員の一致により発動の決議をすることとします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行います。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催することもできるものとします。また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従うものとします。

### ③対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して、1株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付されます。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。

ただし、特定株式保有者及びその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件のもとで特定株式保有者及びその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件のもとで本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

#### ④本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2021年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から、その後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

### (3) 具体的取組みに対する当社取締役の判断及びその理由

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが、上記(1)の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社従業員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

#### ①買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。

なお、本プランは、2008年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

#### ②企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること

本プランは、上記(2)②に記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に関する提案に応じるべきか否かを株主の皆様にご判断いただき、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されるものです。

#### ③株主意思を重視するものであること

上記(2)②に記載のとおり、2021年6月29日の定時株主総会において承認のうえ導入されました。さらに、上記(2)④記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行

われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの導入だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。加えて、上記(2)②d.記載のとおり、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動に関する決議に際して、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、株主総会を開催し、株主の皆様意思を確認することとしております。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

④独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、上記(2)②c.に記載のとおり、本プランの導入に当たり、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しています。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

⑤合理的な客観的要件を設定していること

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

⑥独立した地位にある第三者専門家の助言を取得できること

本プランは、上記(2)②b.及びd.に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会及び独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会及び独立委員会による判断の公正性及び合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

⑦デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記(2)④に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取

締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は期差任期制度を採用していないため、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

(事業報告についての注記)

1. 以上ご報告いたしました金額、年令及び年数についてはその表示単位未満は切捨て、比率については表示桁未満を四捨五入して表示しております。

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

株式会社ワットマン 監査役会

常勤監査役 洪 佐 万 葉 (印)

監 査 役 七 松 優 (印)

監 査 役 浅 尾 慶一郎 (印)

(注) 監査役七松優及び浅尾慶一郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、業績の安定が見られたことから、以下のとおり配当いたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき80円 総額 87,493,120円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

##### (1) 場所の定めのない株主総会の導入

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(以下「改正産競法」)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」)の開催が可能となりました。

当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の安全や利益に資すると考えますので、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第12条第2項を追加するものです。

なお、本変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ、産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもって効力が生じるものといたします。



(2) 株主総会資料の電子提供制度に係る変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ① 変更案第 18 条第 1 項は、株主総会参考書類等の情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ② 変更案第 18 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第 18 条）は不要となるため、これを削除するものです。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更内容

現行定款	変更案
<p>(招集) 第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時に招集する。 &lt;新設&gt;</p>	<p>(招集) 第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時に招集する。 <u>②当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(電子提供措置等) 第 18 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>〈新設〉</p>	<p>(附則)</p> <p><u>第1条 第12条(招集)の変更は、国会における産業競争力強化法等の一部を改正する法律の成立及び施行後、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日と変更の特別決議の日である2022年6月29日とのいずれか遅い方の日を効力発生日とし、本附則は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。</u></p> <p><u>第2条 現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第18条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員が、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	川畑泰史 (1978年5月7日)	2005年6月 アクセンチュア株式会社入社 2013年9月 同社経営コンサルティング本部シニアマネージャー 2014年6月 当社取締役 2016年4月 当社取締役経営戦略室長兼管理本部本部長 2017年6月 当社取締役副社長 2018年6月 当社代表取締役社長(現任) 2021年7月 (株)ホビーサーチ代表取締役社長(現任)	224,000株
2	小松創 (1970年12月30日)	1998年10月 株式会社ゼロエミッション入社 2001年4月 同社執行役員 企業戦略ゼネラルマネージャー 2008年4月 株式会社ムラウチ電気入社 上席執行役員 2009年12月 株式会社大宮電化入社 代表取締役社長付 2011年7月 当社入社 営業企画グループ長 2013年6月 当社取締役リユース事業本部長 2014年6月 当社常務取締役リユース事業本部長 2016年4月 当社常務取締役営業本部本部長(現任) 2021年10月 (株)ホビーサーチ取締役(現任)	7,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	渡 邊 匡 (1969年5月5日)	2001年4月 中央青山監査法人(現 PwCあらた 有限責任監査法人) 入所 2007年7月 新日本監査法人(現 EY新日本有限 責任監査法人) 入所 2008年12月 公認会計士登録 2011年4月 当社 入社 2011年7月 当社 執行役員 経理総務グループ 長 2019年7月 当社 執行役員 経理IRグループ長 2020年6月 当社 取締役 経理IRグループ長 (現任)	9,800株
4	片 岡 宏 介 (1977年7月23日)	2000年10月 中央青山監査法人(現 PwCあらた 有限責任監査法人) 入所 2004年4月 公認会計士登録 2007年1月 マイルストーン ターンアラウン ド マネジメント株式会社 入社 2008年11月 PwCアドバイザー株式会社(現 PwCアドバイザー合同会社) 入 社 2018年7月 片岡公認会計士事務所所長(現 任) CPAパートナーズ株式会社 パー トナー(現任) 2019年6月 当社取締役(現任) 2020年3月 株式会社Fun Group 監査役 東京鐵鋼株式会社 取締役(監査 等委員)(現任) 2021年6月	600株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 片岡宏介氏は社外取締役候補者であります。
3. 片岡宏介氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年間となります。
4. 片岡宏介氏につきましては、公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に生かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。  
 なお、片岡宏介氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として会計監査の専門家としての経験、並びに小売業のターンアラウンド業務及びM&A支援業務の豊富な経験により、社外取締役としての選任をお願いするものであります。  
 片岡宏介氏には上記の経験を生かし、当社において、主に当社のガバナンス運用体制、事業再編に係る業務執行の監督、IR活動に関する助言により当社の適切な運営及び企業価値の増進に寄与していただくことを期待しております。
5. 片岡宏介氏は当社との間で当該責任限定契約を締結しております。同氏が社外取締役に再任された場合、当社は同氏との間で、当社の定款に基づき責任限定契約を継続する予定です。契約内容の概要は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の責任について職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度とするというものであります。  
 なお、会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につき

ましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告8ページを参照ください。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令の定める監査役の数に欠けることになる場合に備えるため、補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
木村文夫 (1949年1月1日)	1972年4月 極東マック・グレゴリー株式会社入社 1974年4月 佐藤労務管理事務所入所 1975年4月 木村社会保険労務事務所開設、所長に就任(現任) 1977年7月 日本電子エンジニアリング株式会社(現ProGATE株式会社)取締役就任(現任)	500株

- (注)1. 木村文夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 上記同氏は、社会保険労務士として当社と顧問契約を締結しております。
3. 補欠の社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性及び社外監査役との責任限定契約について
- (1) 補欠の社外監査役候補者の選任理由及び独立性について
- ① 木村文夫氏につきましては、社会保険労務士としての長年の経験と人事・総務関係の専門的な知識等を監査役に就任された場合に当社の監査体制に、活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- ② 木村文夫氏は当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- (2) 社外監査役との責任限定契約について
- 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。補欠の社外監査役候補者木村文夫氏は、監査役就任時に当該責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、役員等賠償責任保険会社と締結しており、木村氏が社外監査役就任時には当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告8ページをご参照ください。

なお、会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

## 第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者として選出した理由は、会計監査人の異動により新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人の品質管理体制、独立性、専門性、監査活動の実施体制、及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	太陽有限責任監査法人
事 務 所	主たる事務所 東京都港区元赤坂1-2-7 赤坂Kタワー22階 その他の事務所（国内） 大阪事務所、神戸オフィス、札幌事務所、東北事務所、新潟事務所、名古屋事務所、北陸事務所、福井オフィス、富山オフィス、中国・四国事務所、九州事務所（11カ所） その他の事務所（海外） 中国、インド、インドネシア、カンボジア、マレーシア、シンガポール、フィリピン、台湾、タイ、ベトナム、オーストラリア、米国、メキシコ、ブラジル、英国、アイルランド、フランス、ドイツ（18カ国・25カ所）
沿 革	1971年 9月 太陽監査法人設立 1994年 10月 グラントソントン インターナショナル加盟 2006年 1月 ASG監査法人と合併し太陽ASG監査法人となる 2012年 7月 永昌監査法人と合併 2013年 10月 霞が関監査法人と合併 2014年 10月 太陽有限責任監査法人に社名変更 2018年 7月 優成監査法人と合併
概 要	人員数（2022年3月31日現在） 代表社員・社員 88名 特定社員 4名 公認会計士 304名 公認会計士試験合格者等 246名 その他専門職 181名 事務職員 89名 契約職員 224名 合計 1,136名 被監査会社数 合計 1,035社（2022年3月31日現在）

以 上



# 第46回定時株主総会

## 会場ご案内図

〒220-0005 神奈川県横浜市西区南幸2丁目16番地28

ホテル・ザ・ノット ヨコハマ

2階 キング&クイーン

電話 (045) 311-1311

